

国不建整第8号
令和2年7月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和2年7月31日付け国不建推第3号・国不建整第6号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加工した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。

上段：公共工事設計労務単価
 (下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

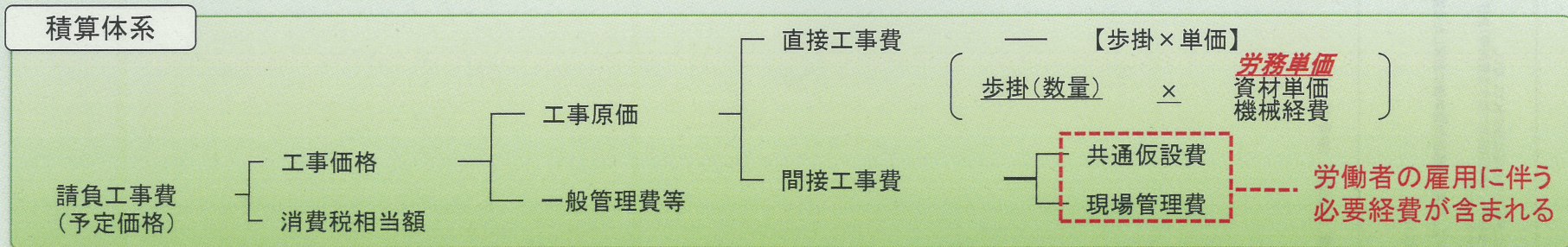
地方道 協働会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	経作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特注)	運転手(一般)	潜水工	潜水工(特注)	さく井工	トンネル作業員	トンネル作業員	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)																																
																						上段	下段																															
北海道	01 北海道	21,100	17,300	14,400	19,700	26,400	23,700	-	22,000	20,900	24,200	23,000	24,200	26,600	20,700	17,600	35,100	41,700	-	-	38,300	27,900	(28,100)	(24,300)	(20,200)	(27,700)	(37,100)	(33,200)	(30,800)	(34,000)	(35,200)	(34,000)	(28,100)	(24,700)	(58,800)	(53,800)	(39,200)																	
		東北	02 青森県	24,300	17,900	13,600	19,500	26,800	24,800	-	25,300	19,200	26,100	23,200	22,000	24,800	26,200	23,900	34,400	40,900	32,000	36,800	29,900	37,800	(34,200)	(25,200)	(19,100)	(27,400)	(37,700)	(34,800)	(35,600)	(38,900)	(34,800)	(38,600)	(48,400)	(57,500)	(45,800)	(51,700)	(37,800)															
				関東	08 茨城県	21,900	20,300	14,100	20,600	24,200	25,600	28,800	25,200	21,800	25,200	23,700	25,000	28,400	23,700	19,500	29,900	35,400	29,900	31,400	34,000	24,200	(30,800)	(28,500)	(18,800)	(29,000)	(34,000)	(36,000)	(37,700)	(35,400)	(30,700)	(35,400)	(35,200)	(39,800)	(33,300)	(35,200)	(42,000)	(41,100)	(34,000)											
						中部	21 岐阜県	21,700	20,100	15,000	20,500	26,900	23,100	25,800	25,000	21,100	24,500	24,000	22,900	27,200	21,700	18,300	30,100	35,500	29,900	34,300	34,300	24,500	(30,500)	(28,300)	(21,100)	(28,800)	(37,800)	(32,500)	(35,200)	(38,700)	(34,400)	(37,000)	(32,200)	(38,200)	(30,500)	(25,700)	(42,300)	(42,000)	(34,500)									
								近畿	16 福井県	20,400	17,300	13,500	20,100	23,800	22,200	28,000	-	19,700	22,500	22,000	23,800	23,800	19,700	18,200	30,100	35,700	39,100	33,700	33,700	25,200	(28,700)	(24,900)	(19,200)	(28,300)	(38,300)	(31,200)	(31,200)	(38,400)	(32,600)	(33,800)	(42,300)	(50,300)	(43,500)	(45,400)	(35,400)									
										中国	31 鳥取県	18,500	15,000	13,200	18,500	22,100	21,800	-	20,000	18,900	21,500	20,600	21,400	22,700	17,300	15,100	30,900	36,600	25,300	34,400	23,800	24,000	(26,000)	(21,100)	(18,600)	(26,000)	(31,100)	(30,700)	-	(28,100)	(26,600)	(30,200)	(29,000)	(30,100)	(31,800)	(24,300)	(21,200)	(43,400)	(51,800)	(35,600)	(48,400)	(33,500)		
												四国	36 徳島県	20,700	18,500	13,900	17,800	27,700	22,600	-	19,700	21,600	21,700	21,200	21,200	24,700	18,500	17,400	32,100	38,000	24,100	33,900	24,700	24,700	(29,100)	(26,000)	(19,500)	(25,000)	(38,900)	(31,800)	-	(27,700)	(26,700)	(30,400)	(30,500)	(32,300)	(34,700)	(26,000)	(24,500)	(45,100)	(53,400)	(41,700)	(34,700)	
														九州	40 福岡県	21,900	19,500	13,700	18,900	24,800	23,800	24,800	23,800	21,000	23,100	21,500	23,800	25,000	21,300	18,300	34,000	40,300	30,800	38,000	28,000	26,600	(30,800)	(27,400)	(18,300)	(26,800)	(34,800)	(33,500)	(33,500)	(39,500)	(32,500)	(32,500)	(39,000)	(29,900)	(25,700)	(47,800)	(56,700)	(43,300)	(53,400)	(37,400)

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

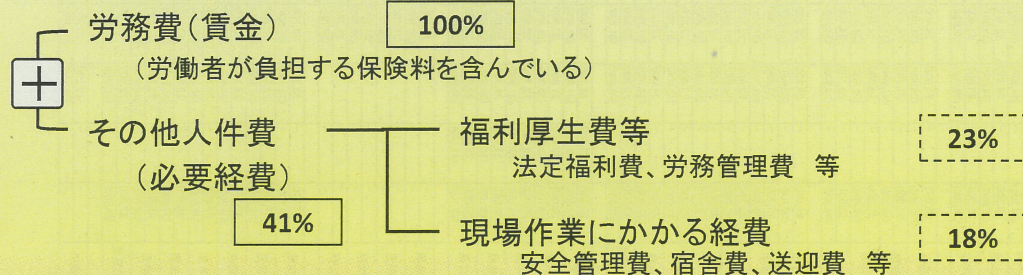
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

上段：公共工事設計労務単価
 (下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
 (注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である